

令和 8 年度 加古川中学校

P T A 総 会

議 事

- (1) 令和 7 年度 事業報告
- (2) 令和 7 年度 決算報告
- (3) 令和 7 年度 会計監査報告
- (4) 令和 8 年度 新役員承認
- (5) 令和 8 年度 事業案
- (6) 令和 8 年度 予算案

令和7年度 加古川中学校PTA 事業報告No.1

月	総務	第3学年部会	
		環境整備事業	進路・交通対策事業
4	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿作成準備 ・学級委員候補者開票作業及び役員選考会案内作業 ・役員選考会 ・第1回学校運営協議会 ・PTA委員総会 ・第1回常任委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA委員総会 ・第1回常任委員会 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・参観日自転車整理 ・第2回常任委員会 ・PTA連合会理事会・PTA連合会常任理事会 ・加古川市青少年育成連絡協議会第1回理事・事務局長会 ・加古川市連合PTA総会・研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・参観日自転車整理 ・第2回常任委員会 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・加古川ユニット教育推進協議会 ・加古川ユニット青少年育成連絡協議会総会 ・加古川市青少年育成連絡協議会総会 ・鳩里小学校区同協総会 ・第3回常任委員会 ・第1回中学校部会 ・加古川市学校保健委員会総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回常任委員会 ・ヘルメット点検 ・市内総体応援 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回常任委員会 ・会計監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回常任委員会 ・人権DVD鑑賞 ・東播総体応援 ・夏季休業中校外補導 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中校外補導 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中校外補導 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回常任委員会 ・加古川市青少年育成連絡協議会第2回理事・事務局長会 ・全市交流学習会 ・第2回学校運営協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回常任委員会 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回常任委員会 ・合唱コンクール ・加古川市青少年健全育成全市大会 ・体育大会自転車整理及び来校者受付案内 ・人権フェア 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回常任委員会 ・加古川市青少年健全育成全市大会参加 ・体育大会駐輪場整理 ・体育大会保護者誘導 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回常任委員会(書面開催) ・参観日・ユニット家庭教育大学講演会 ・加古川ユニット青少年育成連絡協議会役員会 小中学校合同部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回常任委員会 ・加古川ユニット青少年健全育成大会 ・ヘルメット点検 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回常任委員会 ・加印地区高校進学対策協議会 ・会計監査 ・冬季休業中校外補導 ・年末特別警戒 	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回常任委員会 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業中校外補導 ・第9回常任委員会 ・人権ひろば ・教育委員会・PTA教育懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回常任委員会 ・校内見回り点検 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回常任委員会 ・加古川市青少年育成連絡協議会役員会 ・第17回加古川教育フォーラム ・加印地区高校進学対策協議会 ・加古川西高等学校学校評議員会 ・PTA規約改正打ち合わせ ・第3回学校運営協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回常任委員会 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・第11回常任委員会 ・加古川ユニット青少年育成連絡協議会役員会 ・加古川中学校卒業証書授与式 ・加古川市PTA連合会 理事会 ・現1・2年生名簿作成準備 会計監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・第11回常任委員会 ・卒業式花束贈呈 	

令和7年度 加古川中学校PTA 事業報告No.2

月	第2学年部会		第1学年部会	
	広報事業	研修事業	人権教育事業	生活指導事業
4	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA委員総会 ・第1回常任委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ・PTA委員総会 ・第1回常任委員会 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・参観日自転車整理 ・第2回常任委員会 ・広報誌作成作業 		<ul style="list-style-type: none"> ・参観日自転車整理 ・第2回常任委員会 ・土筆新聞打ち合わせ 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回常任委員会 ・PTA連合 広報誌作り研修会 ・人権DVD鑑賞会動画配信 		<ul style="list-style-type: none"> ・第3回常任委員会 ・人権DVD鑑賞会オンライン参加 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回常任委員会 ・人権DVD鑑賞感想取りまとめ ・広報誌印刷発注 ・広報誌配布作業 ・広報誌「菩提樹」発行 		<ul style="list-style-type: none"> ・第4回常任委員会 ・土筆新聞打ち合わせ ・夏季休業中校外補導 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中校外補導 		<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中校外補導 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回常任委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ・第5回常任委員会 ・土筆新聞打ち合わせ 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回常任委員会 ・加古川市青少年 健全育成全市大会参加 ・体育大会2年生保護者誘導 ・体育大会自転車整理 		<ul style="list-style-type: none"> ・第6回常任委員会 ・土筆新聞打ち合わせ ・人権教育合同学習会参加 ・体育大会自転車整理 ・体育大会保護者誘導 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回常任委員会 ・加古川ユニット 青少年健全育成大会 ・林工芸さん入稿 		<ul style="list-style-type: none"> ・第7回常任委員会 ・加古川ユニット 青少年健全育成大会 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回常任委員会 ・広報誌印刷発注 ・広報誌配布作業 ・広報誌「菩提樹」発行 		<ul style="list-style-type: none"> ・第8回常任委員会 ・人権新聞「土筆」 仕分け・配布 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回常任委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ・第9回常任委員会 ・人権ひろば 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回常任委員会 ・林工芸さん入稿 		<ul style="list-style-type: none"> ・第10回常任委員会 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・第11回常任委員会 ・広報誌印刷発注 ・広報誌配布作業 ・広報誌「菩提樹」発行 		<ul style="list-style-type: none"> ・第11回常任委員会 	

令和7年度 加古川中学校PTA 決算報告書

<収入の部>

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
1. 前年度 繰越金	1,027,667	1,027,667	0	
2. 会 費 収 入	2,224,800	2,137,800	△ 87,000	
3. 雑 収 入	289,132	377,230	88,098	PTA警備会計残金 (R6・R7年度分)
4. 委 託 金	0	0	0	家庭教育大学委託料
5. 預 金 利 息	0	1,017	1,017	
合 計	3,541,599	3,543,714	2,115	

<支出の部>

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要	
運 営 費	1. 会 議 費	10,000	0	10,000	
	2. 事 務 費	100,000	71,585	28,415	39メール利用代金・PTA総会資料代
	3. 通 信 費	10,000	9,900	100	案内状送料・切手代
	4. 慶 弔 費	150,000	32,000	118,000	賤別・香料
	5. 負 担 交 付 金	120,000	96,736	23,264	県PTA安全会・市連合PTA分担金
	6. 雑 費	350,000	356,500	△ 6,500	入学式各種花・PTA役員傷害保険・卒業式各種花など
活 動 費	1. 進路・交通対策に関する事業費	150,000	2,000	148,000	加印進路対策協議会分担金・進路用学校紹介冊子・ヘルメット代など
	2. 環境整備に関する事業費	300,000	196,900	103,100	部活動激励金・鯉のえさ・草刈り用具など
	3. 広報に関する事業費	400,000	344,080	55,920	広報誌「菩提樹」(3回)印刷
	4. 研修に関する事業費	100,000	0	100,000	家庭教育大学補助・講師謝礼など
	5. 人権教育に関する事業費	100,000	100,529	△ 529	「土筆」印刷代・ロゴマーク用ケント紙など
	6. 生活指導に関する事業費	50,000	0	50,000	補導用自転車代など
教 育 振 興 費	1. 教 育 振 興 費	450,000	423,015	26,985	プリンターインク代・研究会用資料印刷費・教育講演会講師謝礼・市身障害者を上げます集い補助 など
	2. 研 修 費	20,000	2,000	18,000	各研究大会参加費・資料代
	3. 渉 外 費	10,000	0	10,000	
	4. 安 全 管 理 費	10,000	0	10,000	
	5. 特別会計(積立金)	200,000	200,000	0	特別会計へ入金
予 備 費	1. 警備会計(補助)	600,000	600,000	0	PTA警備会計へ入金
	2. 予 備 費	411,599	0	411,599	
合 計	3,130,000	2,435,245	1,106,354		

収 入	3,543,714
支 出	2,435,245
差し引き(次年度繰越金)	1,108,469

上記監査の結果、正当なることを認める。

令和8年3月27日

※以下捺印あり(個人情報保護のために削除)

令和7年度 加古川中学校PTA 特別会計 決算報告書

<収入の部>

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
1.前年度繰越金	4,602,209	4,602,209	0	
2.積立金	200,000	200,000	0	PTA会計より(R7年度分)
3.雑収入	0	0	0	
4.預金利息	0	3,812	3,812	
合 計	4,802,209	4,806,021	3,812	

<支出の部>

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
1.運営費	0	0	0	
2.予備費	0	0	0	
合 計	0	0	0	

収 入	4,806,021
支 出	0
差し引き(次年度繰越金)	4,806,021

上記監査の結果、正当なることを認める。

令和8年3月27日

※以下捺印あり（個人情報保護のために削除）

令和7年度 PTA警備会計決算報告書

収入

(単位:円)

区 分	金 額	摘 要
PTA警備会計	3,330,600	300円×12か月分×人数分
前年度未納分	19,800	1年1,200円、3年18,600円
一般会計より	600,000	
利 息	159	決算利息(R7-8-16まで)
利 息	262	決算利息(R8-2-21まで)
合 計	3,950,821	

支出

(単位:円)

区 分	金 額	摘 要
4月警備費	333,370	17日分(1日×17日)+消費税+振込手数料
5月警備費	389,148	20日分(1日×19日+半日×1日)+消費税+振込手数料
6月警備費	402,848	21日分(1日×18日+半日×3日)+消費税+振込手数料
7月警備費	327,499	17日分(1日×15日+半日×2日)+消費税+振込手数料
9月警備費	369,577	19日分(1日×18日+半日×1日)+消費税+振込手数料
10月警備費	405,783	21日分(1日×19日+半日×2日)+消費税+振込手数料
11月警備費	324,563	17日分(1日×14日+半日×3日)+消費税+振込手数料
過払金返却	600	旧在籍生の保護者向け
12月警備費	327,499	17日分(1日×15日+半日×2日)+消費税+振込手数料
1月警備費	330,435	17日分(1日×16日+半日×1日)+消費税+振込手数料
2・3月警備費	651,401	2月18日分(1日×15日+半日×3日)+消費税 3月16日分(1日×14日+半日×2日・見込)+消費税+振込手数料
PTA会計へ	88,098	
合 計	3,950,821	

以上のとおり、収支の結果を報告します。

令和8年 3月 19日 加古川市立加古川中学校
PTA警備会計担当

<監査報告>

監査の結果、諸帳簿並びに関係書類は的確に整備され、収支ともに正確であることを認めます。

令和8年 3月 24日

PTA会計監事

※以下捺印あり (個人情報保護のために削除)

令和7年度 PTA教育支援費決算書

<収入>

(単位:円)

区分	金額	摘要
教育支援費	¥ 670,560	60円×12か月×人数分
繰越金	¥ 289,238	
合計	¥ 959,798	

<支出>

(単位:円)

区分	金額	摘要
保健衛生費	¥ 329,153	スポーツドリンク 保健室インク代等
科学技術調整費	¥ 133,375	理科室備品 消耗品等
視聴覚費	¥ 160,239	HDMIアダプター等
その他	¥ 120	返金(転出生徒)
合計	¥ 622,887	

以上のとおり、収支の結果を報告します。

差引残高(次年度への繰越)

繰越		収入合計		支出合計		次年度への繰越
¥289,238	+	¥670,560	-	¥622,887	=	¥ 336,911

令和 8年 3月 24日

加古川中学校 PTA教育支援費会計担当

< 監査報告 >

監査の結果、諸帳簿並びに関係書類は的確に整備され、収支ともに正確であることを認めます。

令和 8年 3月 24日

PTA監事

※以下捺印あり(個人情報保護のために削除)

令和7年度 クラブ活動育成費決算書

収入

(単位：円)

前年度からの繰越金 979,698

	金額	摘要
クラブ活動育成会費	1,115,150	
対外試合等参加費助成金	0	
全国大会等 返金	227,382	
収入計	1,342,532	
前年度繰越・収入 合計	2,322,230	

支出

(単位：円)

区分	金額	摘要
(1) 運動部中体連主催競技会選手派遣費	1,291,970	
(2) 文化部教育研究会主催発表会等派遣費、機材等輸送費	717,340	
(3) 各種団体主催協議会、発表会等派遣費	0	
(4) 物品購入費	0	
(5) 設備等充実費	0	
(6) 予備費	0	
(7) 返金	56,050	(就学援助家庭等への返金・転校生返金)
合計	2,065,360	

差引残高(次年度への繰越)

前年度繰越 + 収入合計 - 支出合計 = 次年度への繰越
 979,698 円 + 1,342,532 円 - 2,065,360 円 = 256,870 円

以上のとおり、相違ありません。

令和8年3月23日

加古川中学校クラブ活動育成会

〈監査報告〉

監査の結果、諸帳簿ならびに関係書類は的確に整備され、収支ともに正確であることを認めます。

令和8年3月24日

加古川中学校クラブ育成会

※以下捺印あり(個人情報保護のために削除)

令和8年度 加古川中学校PTA事業(案) [部会・事業担当]

	事業内容	職員
第3学年部会	<p>環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒のすべてが部活動に参加し、特性を伸ばせるよう各部の運営に協力し、施設・機材の充実を図る 校舎内外の施設・整備の充実を図る 校区を整備し、緑化を図り、うるおいのある環境をつくる 制服等のリサイクル活動、バザーの実施 	前川
	<p>進路・交通対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒各自が個性に即した進路を進めるように学校に協力する 高校の定員増・学級増・新設等に関し、関係当局に対し、積極的な陳情要請を行う 交通関係諸機関と連携を密にし、講習会・交通教室の開催、アンケート・新聞等による啓蒙などにより生徒および会員の交通安全を図り、事故防止に関する指導を行う 通学路・交通方法の調査集計 	中村聡
第2学年部会	<ul style="list-style-type: none"> 機関紙「菩提樹」の定期的発行 必要に応じて会員及び関係期間に活動状況を報告し本会運営の推進力となる素地をつくる 青少年関係諸団体、機関との連携を保ち、協調に努める 学校内外の教育に関する情報の収集・整理・交換を行い、各部活動の円滑化を図る 	馬場隆
	<p>研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 講演会・講習会の企画開催 視察研修旅行の計画実施 他校PTAとの連携協調を図る 会員相互の意志の疎通を図り、親睦を深める 	田邊
第1学年部会	<p>人権教育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 機関紙「土筆」の定期的発行 会員の人権教育の研修を図る 家庭での人権教育の推進について研究する 他団体と協力し、地域社会での人権教育を推進する 学校での人権教育への協力 	藤田
	<p>生活指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒・会員の厚生保健意識を高める 厚生保健備品の充実 生徒の家庭・地域・町内会(隣保)の実態を把握し愛護活動を行う 問題行動の発生を未然に防ぎ、学校および関係当局とともに、青少年の健全育成に努める 地域環境の調整・改善を図る 市少年団指導者協議会と連携を保ち、少年団活動の推進を図る 長期休業中の校外生活の指導(危険防止、補導活動)に留意する 	

令和8年度 加古川中学校PTA 予算(案)

<収入の部>

項目	R7予算額	R7決算額	R8予算額	摘要
1. 前年度繰越金	1,027,667	1,027,667	1,108,469	(※) 前年度PTA警備会計残金繰越金88,098円を含む
2. 会費収入	2,224,800	2,137,800	2,054,400	200円×12ヶ月×856名
3. 雑収入	289,132	377,230	0	(※) 前年度PTA警備会計残金繰越金
4. 委託金	0	0	0	家庭教育大学委託金
5. 預金利息	0	1,017	0	
合計	3,541,599	3,543,714	3,162,869	

<支出の部>

項目	R7予算額	R7決算額	R8予算額	摘要	
運営費	1. 会議費	10,000	0	10,000	総会、委員会費
	2. 事務費	100,000	71,585	100,000	39メール利用代金・PTA総会資料代
	3. 通信費	10,000	9,900	10,000	案内状送料・切手代
	4. 慶弔費	150,000	32,000	130,000	餞別・香料
	5. 負担交付金	120,000	96,736	120,000	県PTA安全会・市連合PTA分担金
	6. 雑費	350,000	356,500	400,000	入学式各種花・PTA役員傷害保険・卒業式各種花など
活動費	1. 進路・交通対策に関する事業費	150,000	2,000	150,000	加印進路対策協議会分担金・進路用学校紹介冊子・ヘルメット代など
	2. 環境整備に関する事業費	300,000	196,900	300,000	部活動激励金・鯉のえさ・草刈り用具など
	3. 広報に関する事業費	400,000	344,080	400,000	広報誌「菩提樹」(3回)印刷
	4. 研修に関する事業費	100,000	0	50,000	家庭教育大学補助・講師謝礼など
	5. 人権教育に関する事業費	100,000	100,529	150,000	「土筆」印刷代・ロゴマーク用ケント紙など
	6. 生活指導に関する事業費	50,000	0	50,000	補導用自転車代など
教育振興費	1. 教育振興費	450,000	423,015	450,000	プリンターインク代・研究会用資料印刷費・教育講演会講師謝礼・市身障害者を上げます集い補助 など
	2. 研修費	20,000	2,000	20,000	各研究大会参加費、資料代
	3. 渉外費	10,000	0	10,000	
	4. 安全管理費	10,000	0	10,000	
	5. 特別会計(積立金)	200,000	200,000	200,000	特別会計へ入金
予備費	1. 警備会計(補助)	600,000	600,000	600,000	PTA警備会計へ入金
	2. 予備費	411,599	0	2,869	
合計	3,541,599	2,435,245	3,162,869		

収入	3,162,869
支出	3,162,869
差し引き(次年度繰越金)	0

令和8年度 加古川中学校PTA 特別会計 予算(案)

<収入の部>

項目	R7予算額	R7決算額	R8予算額
1. 前年度繰越金	4,602,209	4,602,209	4,806,021
2. 積立金	200,000	200,000	200,000
3. 雑収入	0	0	0
4. 預金利息	0	3,812	0
合計	4,802,209	4,806,021	5,006,021

<支出の部>

項目	予算額	決算額	増減
1. 運営費	0	0	0
2. 予備費	0	0	0
合計	0	0	0

収入	5,006,021
支出	0
差し引き(次年度繰越金)	5,006,021

令和8年度 クラブ活動育成費会計予算(案)

収入

(単位:円)

区分	金額	摘要
前年度からの繰越金	256,870	
前年度 対外試合・文化活動 参加費助成金	817,737	R8.3.31入金
クラブ活動育成会費	1,027,200	100円×856人×12ヶ月
対外試合参加費助成金	30,000	
文化活動参加費助成金	30,000	
合計	2,161,807	

支出

(単位:円)

区分	金額	摘要
(1) 運動部中体連主催競技会選手 派遣費	1,230,000	
(2) 文化部教育研究会主催発表会 等派遣費、機材等輸送費	800,000	
(3) 各種団体主催協議会、発表会等 派遣費	10,000	
(4) 物品購入費	10,000	
(5) 設備等充実費	10,000	
(6) 予備費	41,807	
(7) 返金	60,000	
合計	2,161,807	

令和 8 年度 安全管理 実施概要書

- 1 実施概要
 外来管理人としての警備員の派遣を警備会社に委託し、外来者のチェック及び保安警備をする。
- 2 警備対象
 加古川中学校正門前
- 3 警備当務
 ① 正門前における外来管理人業務
 ② 双方協議事項の厳守
- 4 緊急連絡先
 緊急時は直ちに職員室に緊急連絡する。
 但し、盗難・不法侵入等については、110番通報、火災・災害等については119番通報するとともに、最善の必要措置をとる。
- 5 警備期間
 本年度総会翌日より、次年度総会開催日まで
- 6 警備編成
 警備日時 学校登校日及び学校の指定する日
 7時30分～16時30分を原則とし、場合により学校の指示する時間に変更
 但し、昼食時間等休憩中は警備対象外
 配置場所 学校正門前、その他諸状況により判断
- 7 警備報告
 警備実施日は、警備報告書にて報告を受け警備状況を把握する。また、日々の入退管理表にて入退者の管理をし、学校にて保存する。
- 8 保障
 警備実施中に発生した警備区域内の事故に対しては、警備業者賠償責任保険の限度額内の保障を受けることができる。
- 9 その他
 安全管理費に過不足が生じた場合、本会計より出入金する。

令和 8 年度 警備費予算書 (案)

収入の部

科 目	細 目	本年度予算額	摘 要
警 備 費		3,081,600	300円×856×12ヶ月
一般会計より		600,000	
合 計		3,681,600	

支出の部

科 目	細 目	本年度予算額	摘 要
警 備 費	管理人費	3,679,348	19,571円×188日
予 備 費		2,252	
合 計	計	3,681,600	

令和8年度 PTA教育支援費会計予算(案)

<収入>

(単位:円)

区分	金額	摘要
学年会費	¥ 616,320	60円×856人×12か月
前年度繰越金	¥ 336,911	
合計	¥ 953,231	

<支出>

(単位:円)

区分	金額	摘要
保健衛生費	¥ 351,077	消耗品、環境衛生品、教材、保健室インク代等
科学技術調整費	¥ 301,077	理科室備品、消耗品、技術・家庭科備品等
視聴覚費	¥ 301,077	インク代、HDMIアダプター等
合計	¥ 953,231	

【加古川中学校 P T A 規約】

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は加古川中学校 P T A (以下本会) と称する。

第2条 (所在)

本会は加古川市加古川町備後203 加古川中学校に置く。

第3条 (目的)

本会は加古川中学校 (以下本校) の教育方針を尊重し、保護者として円滑な学校運営に協力する。また、会員の教育に関する知識等の向上のために研修などを実施する。

第4条 (会員)

本会は本校在学生の保護者と本校職員で構成する。

第2章 組織

第5条 (会議)

本会を運営するため総会、委員総会、常任委員会、総務委員会、学年部会を設ける。

第1節 総会

第6条 (性格、構成、成立)

総会は本会の最高決議機関であり、会員全員で構成し、会員の過半数の出席で成立する。

第7条 (召集)

総会は定期総会と臨時総会に区分する。

定期総会は毎年4月または5月に、会長が召集または書面にて開催する。

臨時総会は常任委員会が必要と認められた時に、会長が召集または書面にて開催する。

第8条 (決議事項)

定期総会においては、次の事項を審議決定する。議長は必要に於いてその都度選出する。

- 1, 活動方針および活動結果
- 2, 会計予算および決算
- 3, 総務役員の承認
- 4, その他重要なこと

第9条 (決議)

決議事項は出席者の過半数の賛成で決定する。賛否同数の時は会長がこれを決める。

第10条 (構成、成立)

委員総会は学級委員、総務委員および学校代表者で構成し、委員の過半数の出席で成立する。

第11条 (召集)

委員総会は定期委員総会と臨時委員総会に区分する。

定期委員総会は毎年4月に開催し、会長が召集する。

臨時委員総会は会長が必要と認められた時に召集する。

第12条 (審議事項)

定期総会においては、次の事項を審議する。

- 1, 活動方針および活動結果
- 2, 会計予算および決算
- 3, 常任委員の選出
- 4, 学年部会の構成
- 5, その他必要事項

第13条 (決議)

決議事項は出席者の過半数の賛成で決定する。賛否同数の時は会長がこれを決める。

第3節 常任委員会

第14条 (構成、成立)

常任委員会は常任委員、総務委員および学校代表者で構成し、委員の過半数の出席で成立する。常任委員とは、学年部会正副部長をさす。

第15条 (召集)

常任委員会は会長が必要と認められた時に召集する。

第16条 (決議)

決議事項は出席者の過半数の賛成で決定する。賛否同数の時は会長がこれを決める。

第4節 総務委員会

第17条 (性格、構成、成立)

総務委員会は本会の執行機関であり、総務委員で構成し、委員の過半数の出席で成立する。

総務委員とは会長、副会長、会計および監事をさす。

第18条 (召集)

総務委員会は会長が必要と認められた時に召集する。

第19条 (決議)

決議事項は出席者の過半数の賛成で決定する。賛否同数の時は会長がこれを決める。

第5節 学年部会

第20条 (組織)

本会の事業を円滑に運営するために、次の学年部会を設け、各部会は次の事業を担当する。

- 第3学年部会
 - 1, 進路・交通対策に関する事業
 - 2, 環境整備に関する事業
 - 3, 広報に関する事業
 - 4, 研修に関する事業
 - 5, 人権教育に関する事業
 - 6, 生活指導に関する事業
- 第2学年部会
- 第1学年部会

第21条 (構成)

各学年部会は学級委員で構成し、部長1名、副部長2名を互選する。

第22条 (担当事業)

各学年部会は、担当事業を自主的に企画運営し、会員の教育意識および知識向上の手助けをする。

- 1, 進路・交通対策に関する事業
 - 学校の進路対策への協力
 - 交通事故防止に関する指導
 - 通学路等の調査、提言
- 2, 環境整備に関する事業
 - 学校施設及び教育環境の整備、充実
 - 部活動に関する施設および器材の充実
 - 対外試合の援助
- 3, 広報に関する事業
 - 機関紙「菩提樹」の発行
 - 教育に関する情報の収集、整理、交換
- 4, 研修に関する事業
 - 家庭教育大学の企画運営
 - 視察研修旅行の計画実施
 - 講演会、講習会の企画開催

5. 人権教育に関する事業

- 機関紙「土筆」の発行
- 会員、家庭、地域の人権教育の推進
- 学校人権教育への協力
- 6. 生活指導に関する事業
 - 厚生保健意識の高揚
 - 厚生保健備品の充実
 - 生徒の愛護活動、校外生活指導
 - 青少年健全育成に関する学校および関係当局への協力

第3章 役員

第23条 (役員)

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 顧問 若干名
4. 監事 5名
5. 会計 3名
6. 書記 1名
7. 学級委員 各学級2名

第24条 (役員の仕事)

会長は本会を代表し、業務を統括して、その責務を負う。

副会長は会長を補佐し、会長がその職務を遂行できない時はこれを代行する。

顧問は会長および本会に随時助言を行う。

監事は本会活動および予算執行について監査を行う。

書記は本会の会計事務を担当する。

学級委員は学級の会員の統括をする。また、学年部会の会員を兼務して本会事業の推進をする。

第25条 (役員を選出)

役員は次の通り選出する。ただし、会長、副会長、顧問、監事、会計 (保護者) は委員総会の審議および総会の承認を得なければならぬ。

1. 会長は保護者より選出する。
2. 副会長は保護者より選出する。
3. 顧問は学校長、前年度会長および本会に功労のある方とする。
4. 監事は保護者より選出する。
5. 会計は保護者より選出する。
6. 書記は職員より選出する。
7. 学級委員は学級毎に保護者より2名を選出する。

第26条 (役員任期)

役員任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第4章 会計

第27条 (収入)

本会の経費は会費、寄付金等でまかなう。

第28条 (会費)

会費は別に定める会計規定により徴収する。

第29条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日より翌年の3月末日までとする。

第30条 (予算および決算)

会計責任者は、年度初めに予算案を委員総会、総会に提出し審議、承認を得なければならない。年度末には、監事による会計監査を受け、翌年度の委員総会、総会の審議、承認を得なければならない。

第31条 (会計簿の公開)

本会の会計簿は会員の請求により、いつでも公開しなければならない。

第5章 雑則

第32条 (不測事態)

この規約に疑義を生じた場合、および規約に定めのない事項が発生した時には、常任委員会で決議する。

第33条 (規定)

この規約に付属する規定は、常任委員会において決定し、総会で報告する。

第34条 (改廃)

この規約の改廃は常任委員会において審議し、総会出席者の過半数の承認により決定する。

付則	昭和59年	4月28日	一部改正
	平成9年	4月26日	改正
	平成16年	4月24日	改正
	平成22年	4月30日	一部改定
	令和5年	5月9日	一部改定
	令和7年	3月13日	一部改正

【加古川中学校PTA会計規定】

第1条 (目的)

この規定は加古川中学校PTA規約 (以下PTA規約) 第28条に基づき会費の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (会費)

会費は生徒1人につき月額200円とする。

ただし、特に必要と認められたときは常任委員会において審議し、総会出席者の過半数の承認により決定し、特別会費を徴収することができる。

第3条 (減免)

保護家庭は会費全額を、準保護家庭は会費の半額を免除する。

第4条 (徴収)

会費は2カ月毎に、2カ月分を徴収する。

第5条 (改廃)

この規定の改廃は常任委員会において審議し、総会出席者の過半数の承認により決定する。

付則

平成9年	4月26日	制定
平成12年	4月15日	改定
平成15年	4月21日	改定

【加古川中学校PTA特別会計規約】

- 第1条 目的
本会計は、加古川中学校の周年行事等の資金に充当することを目的とする。
- 第2条 運営組織
本会計の運営は、PTA会長を代表とするPTA常任委員会が担当する。決議は、常任委員の過半数の賛成をもってする。
- 第3条 収入
本会計の経費は、PTA一般会計からの積立金、寄付金等でまかなう。
- 第4条 会計年度
本会計の会計年度は、4月1日より翌年の3月末日までとする。
- 第5条 決算
決算は、年度末にPTA監事の会計監査を受け、次年度のPTA総会で承認を得なければならぬ。
- 第6条 雑則
この規約の改廃等、不測の事態が生じた場合は、常任委員会で決議し、次年度のPTA総会に報告する。

付則 平成22年4月30日 創設

【加古川中学校クラブ活動育成会規約】

- 第1章 総則
- 第1条 (名称)
本会は加古川中学校クラブ活動育成会（以下本会）と称する。
- 第2条 (所在)
本会は加古川市加古川町備後203 加古川中学校に置く。
- 第3条 (目的)
本会は加古川中学校（以下本校）の教育方針に基づき、クラブ活動の育成および課外活動・生徒指導・教育環境等の充実に協力する。
- 第4条 (会員)
本会は本校在校生の保護者および本校の活動に賛同する方々をもって組織する。
- 第2章 組織
- 第5条 (会議)
本会を運営するため総会、理事会を設ける。
- 第6条 (総会)
総会は本会の最高決議機関であり、加古川中学校PTA規約第2章第1節に定める総会（以下総会）をこれにあてる。
- 第7条 (理事会)
理事会は本会の執行機関であり、役員全員で構成し、過半数の出席で成立する。
理事会は理事長が必要と認めるときに召集し、決議は出席者の過半数をもってする。賛否同数の時は理事長がこれを決定する。

- 第3章 役員
- 第8条 (役員)
本会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|------|
| 1, 理事長 | 1名 |
| 2, 専務理事 | 1名 |
| 3, 理事 | 若干名 |
| 4, 会計 | 1名 |
| 5, 監事 | 3名以内 |
| 6, 顧問 | 若干名 |

- 第9条 (役員の仕事)
理事長は本会を代表し、兼務を統括する。
専務理事は理事長を補佐し、理事長がその職務を遂行できないうときはこれを代行する。理事は理事会を構成し、事業の執行をする。
会計は本会の会計事務を担当する。
監事は本会活動および予算執行について監査を行う。
- 第10条 (役員を選出)
役員は会員より互選し、総会の承認を得る。
- 第11条 (役員任期)
役員任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

- 第4章 会計
- 第12条 (収入)
本会の経費はクラブ活動助成金、寄付金等でまかなう。
- 第13条 (クラブ活動助成金)
クラブ活動助成金は別に定める会計規定により徴収する。
- 第14条 (会計年度)
本会の会計年度は4月1日より翌年の3月末日までとする。
- 第15条 (決算)
本会の年度末に監事による会計監査を受け、翌年度の総会で承認を得なければならぬ。
- 第16条 (会計簿の公開)
本会の会計簿は会員の請求により、何時でも公開しなければならない。

- 第5章 雑則
- 第17条 (不測事態)
この規約に疑義を生じた場合、および規約に定めのない事項が発生した時には、理事会で決議する。
- 第18条 (改廃)
この規約の改廃は理事会において審議し、総会出席者の過半数の承認により決定する。

付則 昭和58年4月1日 施行
平成9年4月26日 改訂

【加古川中学校クラブ活動育成会会計規定】

第1条 (目的)

この規定は加古川中学校クラブ活動育成会規約(以下育成会規約)第13条に基づきクラブ活動助成金の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (クラブ活動助成金)

クラブ活動助成金は生徒1人につき、月額100円とする。

第3条 (減免)

保護家庭はクラブ活動助成金全額を、準保護家庭はクラブ活動助成金の半額を免除する。

第4条 (徴収)

クラブ活動助成金は2カ月毎に、2カ月分を徴収する。

第5条 (改廃)

この規定の改廃は理事会において決議し、総会に報告する。

付則	平成 9年4月26日	制定
	平成12年4月15日	改訂
	平成31年4月22日	改訂

【加古川中学校PTA 慶弔に関する規定】

この規定は、加古川中学校PTA会員の慶弔に関する事項を定めたものである。

1. 会員が死亡したときは、香料10,000円と供花1対を供する。
通夜、会葬は総務・当該学年正副委員長・当該学級委員の中から2名が代表で出席する。
2. 本校職員が死亡したときは、1項に準ずる。
3. 本校生徒が死亡したときは、1項に準ずる。
4. 会員が災害(火災、水害等)に罹災したときは、総務委員会でその都度協議して見舞金を贈る。
5. 本校職員が結婚したときは、祝金5,000円を贈り、祝意を表す。
6. 本校職員の1親等の親族が死亡したときは、香料5,000円と供花1対を供する。
7. 本校職員が転退職するときは、在職期間に応じ、記念品料を贈る。
8. 上記以外、特に必要と認められる場合は、その都度総務委員会と協議する。
9. 4項および8項により慶弔金を供した場合、直近の常任委員会と報告する。
10. この規定は常任委員会の議決を経なければ改廃できない。

議決はメンバーの2/3以上が出席した常任委員会において、過半数の賛成で決定する。なお、決定事項は総会において報告する。

付則	平成20年4月1日	施行
	平成29年9月7日	改訂
	令和2年5月29日	改訂

【加古川中学校安全管理費会計規定】

第1条 (目的)

この規定は加古川中学校PTA規約第28条に基づき会費の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (安全管理費)

加古川中学校PTA会計規定第2条に基づき、特別会費として安全管理費を生徒1人につき、月額300円とする。

第3条 (徴収)

安全管理費は2カ月毎に、2カ月分を徴収する。

第4条 (改廃)

この規定の改廃は常任委員会において審議し、総会出席者の過半数の承認により決定する。

付則	平成20年5月1日	制定
	令和4年5月2日	改定

【加古川中学校PTA教育支援費会計規定】

第1条 (目的)

この規定は加古川中学校PTA規約第28条に基づき会費の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (教育支援費)

加古川中学校PTA会計規定第2条に基づき、特別会費として教育支援費を生徒1人につき、月額60円とする。

第3条 (徴収)

安全管理費は2カ月毎に、2カ月分を徴収する。

第4条 (改廃)

この規定の改廃は常任委員会において審議し、総会出席者の過半数の承認により決定する。

付則	令和5年12月25日	制定
----	------------	----

【如古川市立如古川中学校PTA 個人情報取扱規約】

如古川中学校PTA（以下、本会）が保有する個人情報の適正な取扱いと、円滑な運営を図るために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について以下の通り定めるものとする。

第1条（目的）

本会が保有する個人情報において、適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

第2条（責務）

本会は個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に努めるものとする。

第3条（管理者）

本会における個人情報の管理者は会長とする。

第4条（取扱者）

本会における個人情報の取扱者は役員とする。

第5条（守秘義務）

個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

第6条（収集方法）

個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を決め、公開し本人に明示する。

第7条（利用目的）

取得した個人情報は、PTA活動に関するものに限定をする。

第8条（個人情報の利用制限）

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条により特定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

第9条（管理方法）

個人情報は管理者及び取扱者が安全かつ適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもと速やかに廃棄する。

第10条（保管および持ち出し等）

個人情報を取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、パスワードをかけるなど適切に行うものとする。

第11条（第三者提供の制限）

個人情報は次にあげられる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

(1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条（個人情報の共同利用）

本会は、如古川中学校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがある。

第13条（第三者提供にかかる記録の作成等）

本会は、個人情報を第三者（第11条第1号から第4号及び県、市役所、区役所を除く）に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(3) 提供を受ける対象者の氏名

(4) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第14条（情報開示等）

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は、法令に沿ってこれに応じる。

第15条（漏えい時等の対応）

個人情報を漏えい、（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第16条（研修）

本会は、個人情報の取扱い者に対して、定期的に個人情報保護の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第17条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第18条（改廃）

この規約の改廃は、常任委員会において審議し、総会にて出席者の過半数の承認により決定する。

附 則

本規則は、平成30年 4月28日より施行する。